様

地区公民館長

謝礼・報酬のお支払いにあたっての本人確認書類について(ご依頼)

平成28年(2016年)1月から、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」(いわゆるマイナンバー法)が施行されました。

これに伴い、諏訪市役所から謝礼・報酬をお支払するにあたり、 様のマイナンバー (個人番号) を収集する必要があります。法令により定められた「報酬に関する支払調書作成事務」、「給与に関する源泉徴収票作成事務」に利用するものです。

別紙「個人番号利用目的同意書 兼 個人番号通知書」に所定の事項をご記載いただき、本人確認書類をご持参のうえ、当日にお越しください。

本人確認書類

「個人番号カード」をお持ちの場合

個人番号カードをお持ちの場合は、このカードだけをご持参ください。



飂



裏

「個人番号カード」をお持ちでない場合

個人番号カードをお持ちでない場合には、①と②の両方をご持参ください。

- ①運転免許証またはパスポートなど、顔写真付きの身分証明書。
- ②個人番号の「通知カード」または 個人番号が記載された住民票。



※「個人番号カード」、運転免許証など顔写真付きの身分証明書いずれもお持ちでない場合には、別の方法をご案内します。お手数ですが下記へご連絡をお願いします。

(問) 地区公民館TEL 担当: